



お知らせ

発熱外来を受診する際の 「初診時選定療養費」について

令和7年4月1日より、発熱外来受診の際に他の医療機関からの診療情報提供書〈紹介状〉をお持ちでない場合は、通常の外来診療と同様に選定療養費(7,700円)がかかります。

◎発熱外来等の診療費にかかる国の方針変更の経過

- ①厚生労働省通知(令和4年10月21日付)により、発熱外来受診時に選定療養費の請求が可能になりました。
- ②令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが【5類】へ移行されました。

現在は、近隣の多くの医療機関で発熱外来が実施されていることから、国の制度に基づき、病院と診療所等の機能分担を図るため、ご負担をいただくものです。皆様のご理解のほど、よろしくお願いいたします。